

2012. 7. 25 発行

発行人 永 沢 晃

東京都新宿区百人町1-16-18

センチュリービル2F

TEL 03 (3360) 3871

FAX 03 (3360) 3870

E-mail tzzkc@nifty.com

第19回通常総会 が開催されます

日時：2012年8月24日（金）

会場：全労連会館（お茶ノ水）

会員の総意で新たな取り組みを！！

理事長 永沢 晃

「社会保障と税の一体改革」の名の下に消費税増税が民自公の密室取引で衆院を通過し、福島原発の原因究明もままならない状態で大飯原発の再稼働に踏み切ったり、アメリカの言うままにオスプレイの日本配備を強行しようとしたり、民意を無視した横暴な政治が展開されています。

一方改正された国税通則法の通達（案）が国税



（摩文仁の丘にて）

庁から示されましたが、税務当局の思いのままの調査展開を可能とするかのような見解も示されており看過できないものです。この10月からは税務調査現場での試行が始まり、年明けとともに本格実施となります。調査手続きに関する通達（案）がこのまま実施されれば税務調査を取巻く環境は逆に厳しくなることが予想されます。これらの問題の研究を続けてきた私たち東京税財政研究センターの発言がいよいよ重要になってきます。納税者の権利・利益を護る立場からも税務の現場を知り尽くした会員総意を結集し新年度の活動に取り組んでいきましょう。そのためにも一人でも多くの会員の定時総会への参加をお願いします。総会の後、この通則法改正に関してシンポジウム、会員交流会も予定しています。ご期待の上ご参加ください。

— 総会日程 —

1. 通常総会 13:00~15:15
2. シンポジウム 15:30~17:00
「実務からみた国税通則法改正問題と納税者の権利」
3. レセプション 17:10~

平和と労働センター・全労連会館
113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
TEL 03-5842-5610 FAX 03-5842-5609



第四七回公開講座

日時：二〇一二年一〇月九日（火）
会場：東京税理士会館2F
渋谷区千駄ヶ谷五-10-16

〈テーマ〉

- 1 各部門特留事項通達とその解説
- 2 新通則法に基づく調査への対応
* 税務署の試行状況、同法関連通達など、調査実例を交え具体的な解説
- 3 「滞納対策（仮称）の手引」解説
ご期待ください！

マイナンバー法の問題点を探る

社会保障・税共通番号

野田内閣は4月26日社会保障・税一体改革を審議するための特別委員会を衆議院に設置、6月26日には「社会保障制度改革国民会議」の創設など社会保障関連6法案と消費税増税法案など2法案の8法案を衆議院で可決、参議院では特別委員会で7月18日審議入りした。

この一体改革では、当初、社会保障と税の共通番号制3法案を含め11法案を審議する予定であったが、共通番号制法案は一括審議から外された。この社会保障と税の共通番号制度に関する法案(マイナンバー法案)は2月14日に衆議院で受理されたまま、現在“審議中”ということになっている。

社会保障・税一体改革大綱では、その実現のために番号制の重要性を述べており、“審議中”の法案がいつ実質審議されるか予断は許されない。そこで、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」(マイナンバー法案)の問題点を見ることにしたい。

「一体改革」の根幹

2月17日閣議決定された社会保障・税一体改革大綱の中では7か所にわたって番号制の必要性を述べており、それらの箇所をみると、何のために利用したいのかがわかる。すなわち、①社会保障分野(年金、労働、福祉・医療)②総合合算制度(筆者注:総合合算制度とは「社会保障個人会計」ともいわれ、社会保障給付と納税・保険料納付の個人データを国家が名寄せ・突合して一元管理するシステム)③消費税の社会保障財源化、④給付付き税額控除、総合合算制度、⑤個人住民税の現年課税化、⑥申告書・法定調書等の税務分野における番号制度の利用、⑦その他税務分野における所要の措置となっている。

このように、マイナンバー法は税と社会保障全般にわたる“一体改革”の根幹に位置付けている。国民一人ひとりに番号を付し、国民一人ひとりの所得を管理し、社会保障の給付と納付を管理統制しようとするものである。

国民を国が一元管理

マイナンバー法は全72条、附則6条から成り、個人番号情報保護委員会を内閣府のもとに置き、国民一人ひとりに市町村長が付番することになっている。(法人には国税庁長官が付番する)この法案が国会に提出された最大の理由は社会保障と税務行政に「共通」の番号を国民全員に付番し、国民を国家が一元管理することにある。法案は、目的に「行政機関が…個人、法人を識別して効率的な情報の管理・利用」とされており、行政の都合が強調されている。

第6条の別表に掲げられた利用者の範囲には主務官庁以外のいわゆる「委託者」が入っており、いつ、どのような形で個人情報が漏えいしないとも限らない。

危惧される民間での利用

名寄せ・突合が予想される税務、年金、医療、介護保険、福祉、労働保険の情報は個人の私生活全般であり、住所、氏名、年齢、性別、家族構成、病歴、財産情報などの情報漏洩や民間での悪用が危惧される。「すべて国民は、個人として尊重される」と規定する憲法13条のプライバシー権侵害の危険性を指摘しなければならない。また、社会保障個人会計となる総合合算制度の下での社会保障給付の切り下げも番号制の問題点である。

(文責 飯島)

ホームページ情報

<http://touzeiken.net/>

- 7月18日更新しました。主な内容
- ・通則法パンフ3,000部完売。全国各地で講演活動。
 - ・第19回総会案内
 - ・「国税の調査」関係通達(案)パブリック・コメントに意見提出

★ご意見、投稿は
center@touzeiken.net



**国税庁が
税務調査に関する
通達(案)公表**
パブリック・コメント
にセンターも意見提出

7月2日、政府(国税庁)は昨年11月30日に成立した改正国税通則法に関わって、税務調査手続の法定化(明確化)についての通達案を公表するとともに、7月31日期限でパブリック・コメント(意見の公募)に付しました。東京税財政研究センターとして、意見を申し述べることとして検討作業が進んでいます(7/20現在)。

同時に各納税者団体と関係者に対し情報を発信して、意見を提出する必要性を訴えています。

火事場泥棒的発想の通達案

通達案は、今般の法改正について、「現行の運用上の取扱いを法定化した」とものと評価して、法令の解釈通達を制定とするとしていますが、そもそもこのとらえ方に誤りがあります。通則法改正直後の国税庁幹部の発言には、「従来の実務の取扱いが法律で明確化されたものであり、影響はない」というものがありました。しかし、年が明けて国税庁内部の検討を進めているうちにこれに変化が見えてきました。法改正の意味を理解するにつれてか、慎重な対応策が検討され、4月以降は一部の局署でリハーサル調査が開始され、7~9月に全国で職員研修、そして10~12月は全国で改正法に基づくリハーサル調査を実施するということになってきました。4月中旬に開かれた東京国税局の統括官会議では、課税一部長が「従来の実務と変わらないと考えたらミスリードになる」と発言しています。しかし、公表された通達案は、法令に規定のないところで、どさくさに紛れるように重要な用語、文章が挿入されているので、かなり危ういものとなっています。

立会、進行年分、申述書…

通則法改正で大きな問題の一つが、原則事前通知を行うとしつつも無予告調査ができることを法

定化した点です。無予告調査があくまで例外中の例外であるためには、厳しい制限規定が必要です。政府の税制改正大綱は、その例示を通達に書くとしていたのですが、蓋を開けると「第三者が立会いを求める」場合には無予告調査が可能という文言がありました。納税者団体の関与を排除しようとする意図が丸見えです(通達案4-10)。また、事前通知では「調査対象期間」を通知しますが、調査においては事前通知しなかった年分(年度)の帳簿書類も検査できるとしたうえで、括弧書きで「進行年分を含む」と書き込んだのです。今でいえば平成24年分の調査が可能というのですから穏やかではありません(通達案4-5)。申告前の事前調査については大論争の末に、1973年ごろから実務上は廃止されてきたものです。これを蒸し返そうというわけです。さらに、提出文書の留置きに関連して、帳簿書類等を「提出者から返還を求めない旨の申出があった場合は、留置きに当たらない」とした上で、注意書きを置いて「納税義務者等が新たに作成した物件(申述書等)の提出は…留置きに当たらない」などと記述しているのです(通達案2-1)。税理士なら知っていることですが、「申述書」は税務職員が納税者に書かせているもので、重加算税賦課の事実上の前提条件とされてきたものです。法律上の根拠のない申述書に法的根拠らしきものを付与しようとしているわけで、まさに火事場泥棒的な手法です。

どんどん意見をあげよう

通達は、「法律ではない」とされています。つまり公務員への上司の命令の形式ですので、税務職員はこの通達に拘束されますが、納税者は何ら拘束されない関係です。とはいえ、税務職員を拘束する以上、行政はこれで進められるわけで(これが通達行政の弊害!)、見過ごすわけにはいかないのです。そして、パブリック・コメントに付されたこと自体が国税庁HPにありません。公募する意思があるのか、そもそも疑問です。

このような通達案をこのまま通してはなりません。通則法や通則法施行令に規定の無いことを、当局の解釈として実質「改悪」を進めようというわけですから、ストップの声が必要です。上に書いた問題は問題点の一部です。個人でも団体でも、意見をあげていただきたいと思います。

(文責・岡田)

センター活動日誌

- 4月 2日 目黒土建
- 11日 東京新人会
- 18日 千葉青年税理士連盟
- 24日 埼玉新人会
- 25日 新婦人東京本部
- 26日 東京新人会
- 28日 習志野新婦人
- 5月 9日 新人会城北ブロック
- 26日 赤羽駅前何でも相談会
- 29日 神奈川新人会
- 6月 11日 東京土建本部
- 13日 千葉派遣村なんでも相談会
- 13日 東京土建本部
- 22日 千葉新人会
- 23日 西東京商工会
- 25日 保団連
- 26日 第一経営
- 28日 習志野各界連

<投稿等>

- 4月 1日 赤旗
- 4月号 月間民商

謹んでお悔やみいたします

- ・坂内 直治 2012年6月21日ご逝去
- ・黒羽 章 2012年7月3日ご逝去

新入会員紹介

※ 会 員

- ・佐々木隆夫
住 所 横浜市港南区日野 9-7-25-101
TEL/045-843-9034 FAX/045-843-9034
事務所 横浜市戸塚区戸塚町 3974-1-301
神奈川税経センター
TEL/045-865-6097 FAX/045-865-2035
- ・平野 正元
住 所 さいたま市中央区本町 1-42-21
TEL/048-855-3228
事業所 東京合同事務所
- ・八代 司
住 所 北区上十条 3-5-12-403
TEL/03-3907-0357 FAX/03-3907-0357

空前の売れ行き／関心を反映 国税通則法が変わる/税務署が変わる」 6月中に3,000部 7月1,000部増刷

センターが4月に発刊した「国税通則法が変わる /税務署が変わる」パンフレットは、月に1,000部単位で頒布。6月末では3刷3,000部を完売。引き続き購入申し込みで7月に入って1,000部を増刷。センターの対応や税務署現場での改正通則法施行など状況の変化を受けてこれを最後としました。これに関連した講師活動も北は北海道南は九州まで全国各地で展開されています。

ザ・コラム

民主・自民・公明三党の密室談合による消費税大増税と、社会保障大改悪法案が七月十一日の参議院本会議で審議入りした。野田政権は、「小沢民主党」との決別、自民党主導の修正協議、自民との二人三脚関係を選び、〇九年に生まれた民主党政権を葬り去った。

政権交代時の自民対民主の構図は、大づかみに言えば、小泉構造改革以来の自民主導型新自由主義か、それとも新自由主義とは別の道に踏み出そうとする民主党か、の対立構図であった。だが、消費税の一点突破に政治生命をかけた民・自連立野田政権のもとでは、かつての「二大政党体制」は崩壊した。

財界・アメリカのいいなり政治の行き着く先は既に顕著になっている貧困・格差社会であり、一方で特定の階層に過剰資金が集中する不平等社会である。

国民の多くが民・自連立型政治に危惧をいだき具体的行動で声を上げ始めている。新しい時代の到来を予感させる国民連合の力である。この夏の「消費税ノー」「原発再稼働ノー」「TPP参加ノー」「オスプレイ配備ノー」で大きい汗をかこうではありませんか。

(T・A)